

鳥取県棚田地域振興計画

令和7年9月16日

第一 棚田地域の振興の目標

鳥取県の棚田地域においては、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少により、耕作放棄される棚田が増加している。一方で、例えば横尾棚田（岩美町）では、棚田オーナー制度や農山村ボランティアの参加によって棚田の保全を図っており、つく米棚田（若桜町）では、棚田米のブランド化によってオンラインショップや市街地店舗での販売や農業体験イベント等を通じて地域の振興を図っているところもあるなど、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

このため、貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

現状においては、棚田地域の振興に資する様々な分野の施策が十分に活用されていないため、今後棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図るものとする。

① 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域においては、棚田オーナー制度や農村交流・体験イベントを行っている地域があるものの、その参加者が必ずしも移住・定住に結びついていないという実態がある。都市住民や若者などの移住・定住を促進し、棚田の保全の新たな担い手とするため、「地域おこし協力隊」等の制度を一層活用するとともに、地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組み、更には、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、そうした者の住居や働き口を確保し、移住・定住者が安心して生活できるような環境を整備することにより、棚田の保全等の新たな担い手の確保を推進する。

② 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、教育活動の一環として、児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベントが多く開催されているものの、その事務作業、イベント開催経費や参加者の交通費などが大きな負担となっていることから、そうした負担の軽減を図るため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

③ 歴史的・文化的景観の保護・活用に資する施策

地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられた棚田は、美しい景観を誇り、歴史的、文化的な財産として貴重な価値を有している。一方、棚田地域は、その地形的な条件不利性に加え、農家の高齢化や人手不足の進行により、棚田の美しい景観を維持することが困難となりつつあるため、歴史的・文化的景観を保護・活用するための施策の活用を図る。

④ 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田も増えていることから、棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。

また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、農地集積に資する施策を通じて、高齢化が進行する棚田での農作業を効率化していくとともに、棚田で生産される棚田米を含む農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図っていく。

⑤ 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

棚田地域の一部は地すべりが起こりやすい地域もあり、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

⑥ 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていない現状があることから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手づくりに資する施策の活用を図る。

また、観光の促進に向け、棚田の周辺において、受け入れのための環境整備や農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客を受け入れる環境や体制を整備する。

⑦ 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、青少年の健全な育成に資するものであるとともに観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における自然体験イベントやエコツアーの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。

また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、侵入防止柵や檻の設置、ジビエの利活用を含め、鳥獣対策に資する施策の活用を図る。

鳥取県においては、各府省庁や県独自の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町村や協議会等に対して徹底した情報提供を行うものとする。

2 鳥取県独自の支援施策

(1) みんなで取り組む農山村保全活動支援事業

中山間地域の農村と企業、市街地住民組織とのマッチングや農山村ボランティアの派遣支援に取り組んでおり、多様な主体からの支援を受けながら、農地・農業用施設の保全活動、遊休農地の再生や農産加工品づくりなどを協働により取り組む活動を通じて、持続可能な農業の振興と農山村の活性化を図る。

(2) 日本の棚田百選及び棚田カード

平成11年7月に横尾棚田、つく米棚田は、棚田地域の維持・保全活動や地域活性化の取組から、優れた多面的機能を有している棚田として日本の棚田百選に認定されており、県のホームペ

ージ等によって周知することで、観光客の誘客等につなげていく。

また、地域外からの棚田への訪問を促し、棚田のもつ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組に対する理解を求めることを目的として、棚田カードの作成・配布を推進する。

令和7年度時点で棚田百選に認定されている横尾棚田、つく米棚田の2地区において棚田カードを作成・配布しており、今後、より各地区での主体的な取組となるよう、それぞれの地区の特色を生かした棚田カードの内容、配布方法の工夫について、市町村との連携に努めることとする。

3 都道府県における推進体制

(1) 鳥取県棚田地域振興推進体制の構築

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地方創生、農林、観光、文化、教育、環境等の部局の職員から構成される推進体制を構築し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図ることとする。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農林水産部農業振興局農地・水保全課が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、鳥取県内の棚田地域において横展開を図る。また、鳥取県内の棚田地域に関する取組情報について、県内外に広く周知することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

周知については、PRチラシや鳥取県ホームページ、棚田カードの活用など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行うものとする。

第三 其他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等とも綿密に連携しながら、選定することとする。

ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる

① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

イ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織

が構築される見込みが高いこと

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金やふる水・棚田基金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。